



JWSA 大会及び競技規則 2017年度

2017年4月5日(水)



「JWSA 大会及び競技規則 2017年度」の目次

目次	第1条	総則
	第2条	用語の定義
	第3条	大会のレベル
	第4条	競技ディビジョン
	第1項	＜技術レベル＞
	第2項	＜性別＞
	第3項	＜スタイル＞
	第4項	＜ディビジョン＞
	第5条	大会組織編成
	第6条	大会主催者及び大会ジャッジチームの権限
	第7条	ジャッジミーティング及び選手ミーティング
	第8条	試合の組み合わせ
	第9条	失格
	第1項	＜大会全体における失格規定＞
	第2項	＜競技における失格規定＞
	第10条	競技環境
	第1項	＜コースと設置物＞
	第2項	＜競技ボート＞
	第3項	＜PWC (救助及び送迎用)＞
	第4項	＜トーイング・ロープ＞
	第5項	＜操船規則＞
	第6項	＜ロープの使用法＞
	第7項	＜競技位置＞
	第11条	選手の使用具
	第12条	採点規則
	第1項	＜ジャッジの選出＞
	第2項	＜採点の範囲＞
	第3項	＜採点の方法＞
	第4項	＜採点の基準＞
	第5項	＜採点の手続き＞
	第13条	結果の公示
	第14条	異議申し立て
	第1項	＜利害の対立＞
	第2項	＜大会前の異議申し立て＞
	第3項	＜大会結果に対する異議申し立て＞
	第4項	＜異議申し立ての手順＞



- 第1条 総則 当規則は、日本ウェイクサーフィン協会が主催もしくは公認した全ての大会において適用される。また原則として毎年度に改訂を行い、国際的な変化および国内の変化に対応していくものとする。
当規則”JWSA 大会及び競技規則 2017年度”は2017年4月5日に制定・公布され、同日より有効とする。
- 第2条 用語の定義 JWSA：日本ウェイクサーフィン協会(Japan Wake Surfing Association)
WRS：World Ranking System(CWSAの提供する世界ランキングポイントシステム)
CWSA：Competitive Wake Surf Association
- 第3条 大会のレベル JWSAの主催／公認する大会には、以下の6つのレベルがある。すべてのレベルにおいて、当規則に準拠するものとする。
- (1) デベロップメント (DEVELOPMENT) ※
※JWSAの独自の開催しやすい大会フォーマットで、シーンの発展を目的とした小規模大会のためのもの
- ・大会例：地域の競技会、草大会、地域リーグ大会
 - ・WRSの適用：無し
 - ・ランキングポイント：無し
- (2) ブロンズ (BRONZE)
- ・大会例：地域の競技会、草大会、国内リーグ大会
 - ・WRSの適用：有り
 - ・ランキングポイント：120 - 600
 - ・開催規定
 - ① プロディビジョンの賞金総額：規定なし
 - ② ジャッジの人数：3名
 - ③ プロディビジョン数：プロディビジョンを設ける必要なし
 - ④ 大会規模：規定無し
 - ⑤ ビデオフィード：推奨
 - ⑥ WRSによる参加申込の制限：規定無し
- (3) シルバー (SILVER)
- ・大会例：地域の競技会、プロ・ウェイク・ツアー、必要な開催規定を満たした草大会や国内リーグ大会
 - ・WRSの適用：有り
 - ・ランキングポイント：220 - 600
 - ・開催規定
 - ① プロディビジョンの賞金総額：\$1,250以上
 - ② ジャッジの人数：3名
 - ③ プロディビジョン数：2ディビジョン以上
 - ④ 大会規模：規定無し
 - ⑤ ビデオフィード：推奨
 - ⑥ WRSによる参加申込の制限：規定無し
- (4) ゴールド (GOLD)
- ・大会例：最低限の規定を満たしたWorld Series of Wake Surfingの大会
 - ・WRSの適用：有り
 - ・ランキングポイント：220 - 600
 - ・開催規定
 - ① プロディビジョンの賞金総額：\$2,500以上
 - ② ジャッジの人数：3名
 - ③ プロディビジョン数：2ディビジョン以上
 - ④ 大会規模：40名以上の申込者(全ディビジョン合計)、もしくは10名以上のプロの申込者(プロ=前年度にプロディビジョンであった競技者)
 - ⑤ ビデオフィード：ビデオの岸への輸送が必要。ライブすることを推奨
 - ⑥ WRSによる参加申込の制限：規定無し



大会のレベル

(5) プラチナム (PLATINUM)

- ・大会例：全国大会、大陸の大会、必要な開催規定を満たしたWorld Series of Wake Surfingの大会
- ・WRSの適用：有り
- ・ランキングポイント：260 - 600
- ・開催規定
 - ① プロディビジョンの賞金総額：\$5,000以上
 - ② ジャッジの人数：3名
 - ③ プロディビジョン数：3ディビジョン以上
 - ④ 大会規模：60名以上の申込者(全ディビジョン合計)、もしくは12名以上のプロの申込者(プロ=前年度にプロディビジョンであった競技者)
 - ⑤ ビデオフィード：ビデオを岸へ輸送し、ライブすることが必要
ただし少し遅延してライブする方法でも可
 - ⑥ WRSによる参加申込の制限：WRSで1ポイント以上を得ている者のみが申込可能(75ポイント以上がより望ましい)

(6) ダイヤモンド (DIAMOND)

- ・大会例：必要な規定を満たしたInternational World Series of Wake Surfing (World Wake Surfing Championship：WWSC) の大会
- ・WRSの適用：有り
- ・ランキングポイント：320 - 600
- ・開催規定
 - ① プロディビジョンの賞金総額：\$10,000以上
 - ② ジャッジの人数：3名
 - ③ プロディビジョン数：4ディビジョン以上
 - ④ 大会規模：80名以上の申込者(全ディビジョン合計)、もしくは20名以上のプロの申込者(プロ=前年度にプロディビジョンであった競技者)
 - ⑤ ビデオフィード：ビデオを岸へ輸送し、ライブすることが必要
ただし少し遅延してライブする方法でも可
 - ⑥ WRSによる参加申込の制限：招待のみ (各ディビジョンのWRSの上位者)



- 第4条 競技ディビジョン 以下の「技術レベル」・「性別」・「スタイル」の組み合わせをディビジョンと呼び、計17のディビジョンに分類される。
- 第1項 技術レベル 技術レベルは以下の5つに分類される。
・プロ (Professional) : 高い競技レベルを兼ね備えたウェイクサーファーのレベル
・アウトロー (Outlaw) : 競技経験があるものの、プロの域ではないレベル
・アマチュア (Amateur) : 新しくウェイクサーフィンを始めた初心者のレベル
・マスター (Masters) : 男性は44歳以上、女性は35歳以上
・ジュニア (Juniors) : 12歳以下
※年齢は、その年の1月1日時点の年齢で決まる。
- 第2項 性別 性別は以下の2つに分類される。
・男性
・女性
- 第3項 スタイル スタイルは以下の2つに分類される。
・スキム (Skim) : ボードの厚さ1インチ以内、フィンの長さ2インチ以内
・サーフ (Surf) : ボードの厚さ1インチ以上、2インチ以上のフィンが2枚以上
- 第4項 ディビジョン
- | | |
|---------------------|-----------------------|
| 1 Pro Men Skim | 9 Amateur Men Skim |
| 2 Pro Women Skim | 10 Amateur Women Skim |
| 3 Pro Men Surf | 11 Amateur Men Surf |
| 4 Pro Women Surf | 12 Amateur Women Surf |
| 5 Outlaw Men Skim | 13 Masters Men Skim |
| 6 Outlaw Women Skim | 14 Masters Women Skim |
| 7 Outlaw Men Surf | 15 Masters Men Surf |
| 8 Outlaw Women Surf | 16 Masters Women Surf |
| | 17 Juniors |
- 第5条 大会組織編成 JWSAの主催／公認する大会は、以下の組織編成をもって開催される必要がある。
・大会主催者：大会の申請者
・大会競技委員長（2名の副委員長による共同でも可）：大会の競技責任者
・ジャッジチーム（計3名のジャッジで構成）
① チーフジャッジ：競技選手の動き／トリックを呼び上げ(宣言)、採点する者でボートチームの責任者
② 2名のジャッジ：各選手の競技を見て採点を行う者
・1名の書記：チーフの宣言に沿って選手の動き／トリックをシートへ記述する者
・競技ボートのドライバー
・PWCドライバー
- 第6条 大会主催者及び大会ジャッジチームの権限 大会主催者及び大会ジャッジチームは、大会に関して以下の権限をもつ。
① 大会及び競技規則に関する部分的変更
参加者及び観客の安全を侵害しない範囲において、大会を成立させるために必要な規則変更を行うことができる。ただし、この変更は、競技に先立ち、選手ミーティングにて告知されなければならない。また事後すみやかにJWSAに対して報告されなければならない。
② 選手の失格
第9条【失格】に定められた規定に基づいて、選手の失格を宣告することができる。
③ 使用具の検閲
ジャッジはすべての選手及び関係者の使用具を検閲することができる。ただし、使用具の検閲行為は、承認や許可を意味するものではない。また、使用具及びその安全性に関する責任は、選手及び関係者において有するものとする。



大会主催者及び
大会ジャッジチー
ムの権限

④ 競技会中の予定変更

大会主催者や大会競技委員長の判断により、天候、水面の状況、安全性、ないしその他の同じような理由によって、競技会中に予定を変更することがある。その際、ドックス
スタート係及び任命を受けた者が、これを適宜公示する。選手は、安全に気を付けて競技
し、大会主催者及び大会競技委員長の指示や安全指導に従う。

⑤ 試合形式の決定

大会主催者及び大会競技委員長は、参加者や会場サイズ、開催地の地形や観客エリアな
どの状況に応じて、以下の項目を含むトーナメント設定を行う。

- ・予選から決勝に至るまでの構成（ヒートの複数／単数など）
- ・予選ヒートより次のヒートへ何名の選手が進むのか
- ・過去の実績、ないしランダムな選出による、予選ヒートの組み合わせ
- ・シード権の授与方法

また大会競技委員長の決定により、予選ヒートから、次に進む選手を決定することがあ
る。この決定がなされる事例としては、例えばランダムに設定された2つのヒートが不
均衡であった場合である。この目的は、あくまでも次のヒートに最適な選手を選出する
ことにある。さらに、この決定は予選ヒートにのみ採用されるものとする。

⑥ 競技ディビジョンの変更

大会競技委員長及びジャッジチームは、（戦略として実力を隠す行為を防ぐために）選
手の参加ディビジョンを変更させることができる。

⑦ 大会の遅延もしくは中止

大会主催者及び大会競技委員長は、大会の安全性を保全するために、大会の進行を遅延、
もしくは中止することができる。この時、天候やその他の条件に対する安全性の判断は
ジャッジチームによって行われる。

第7条 ジャッジミーティ
ング及び選手ミー
ティング

大会主催者は、大会開始前にジャッジ・ミーティングを開き、当該大会において加えら
れた規則変更を、全てのジャッジに周知させなくてはならない。また同様に、競技に先
立って選手ミーティングにて、告知しなければならない。

第8条 試合の組み合わせ

大会は、各ディビジョンごとにトーナメント形式で開催されるものとする。
トーナメント表におけるヒートの単数／複数、またヒートの組み合わせおよびシード権
の授与方法については大会主催者及び大会競技委員長によって決定される。

第9条 失格

選手の失格要件は以下に定める通りである。

第1項 大会全体にお
ける失格規定

選手（及びその代理人）、または選手の関係者が、競技会場内外、競技中ないし競技前
後に関わらず、スポーツ選手に相応しくない行動をとった場合は、大会主催者及び大会
競技委員長及びジャッジチームの判断により、競技の一部、もしくは競技の全体におい
て、失格とする。

スポーツ選手に相応しくない行動の例としては、これらに限定されるわけではないが、
公共の場での暴言や癩癩、選手として課せられた義務の放棄、競技中のアルコール類の
摂取、競技における虚偽行為、怪我や健康上の問題の隠蔽行為、競技の妨害行為などが
該当する。

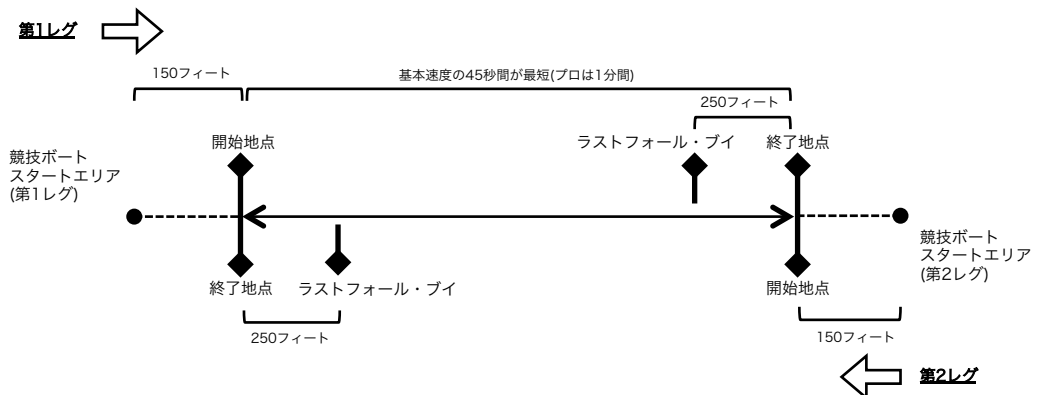
第2項 競技における
失格規定

転倒時に選手はボードまで泳ぐ必要があるが、コースを逆走して泳ぐ行為は、時間を稼
ぐ行為とみなされ、失格となる場合がある。

通常の波の状態であるにもかかわらず、選手がコースにいる間に競技ボートとの意図的
な衝突を行った場合は失格とする。しかし、例外として、ボートの不意なスピード減速、
不意なウェイクの変化によって選手がボートに突っ込んでしまった場合は、選手を失格
とするかどうかの決定はジャッジの判断によるものとする。



- 第10条 競技環境 日本ウェイクサーフィン協会が主催もしくは公認した大会は、以下の環境において実施されるものとする。
- 第1項 コースと設置物 コース設定は、2レグの往復できるコースが推奨される。両コースは、対称であること。コースは、各端の競技ボートのスタートエリア、及び各方向のコースのスタートとゴールにより構成される。
競技ボートのスタートエリアから、コースのスタート地点は、150フィート(約45.72m)以上であることが求められる。プロを除く全ての試合においては、コース距離は競技ポートにおける規定の基本速度の45秒間を最短とすることが求められる。プロの試合においては、コース距離は競技ポートにおける規定の基本速度の1分間を最短とすることが求められる。
開始地点と終了地点にブイを設置しなくてはならない。
ラストフォール・ブイを使用する場合には、ラストフォール・ブイからコース終了地点までの距離は、およそ250フィート(約76.2m)とする。
コースでは1人の選手がコース上に居ることが出来るものとする(2人乗りは不可)。ただし、2人以上でのディビジョンを設けた場合はその限りではない。



- 第2項 競技ポート 大会主催者は大会に際して一定レベルの右舷及び左舷のウェイクを準備すること。必要であれば2隻の異なる競技ポートが使用されることもあり、一方は右舷側、またもう一方は左舷側に加重する。公平性を保つため、ウェイクは、その高さと長さにおいて可能な限り同等であること。また競技ポートのスポンサーにおいては、大会における競技ポートの不測の事態を想定して、同一のハルを持つ予備の競技ポートを用意することが推奨される。
ジャッジないし競技者ではないサーファーによって、試験走行を行わせること。試験走行により、バラスト(底荷)の設定の適正を確認し、基準となる適正スピードを設定すること。
最適なスピード及びウェイクが、競技の開始前に、選手に情報提供されること。
スピードに関する情報が提出された後も、スピード変更は選手の責任により可能である。
- チーム、及び個人は、スピード情報を共有してよいものとする。共有されたスピード情報が、正確であるか否かについて、判断されることはない。要請があれば、走行後、ポート操縦者はスピードを報告すること。コース中に、要請されたスピードを、極端に超えた場合、もしくは達しなかった場合においてのみ、異議申し立てができる。→14条【異議申し立て】を参照。
- 第3項 PWC (救助及び送迎用) 第2レグ(第2コース)の終了地点、ないし最後の転倒において、選手の送迎用船を用意する。そのために、2隻のPWCを、コースへの選手の送迎用、及び競技終了後コースから岸への送迎用に用意することを推奨する。
- 第4項 トーイング・ロープ ウェイクサーフ用ロープを使用すること。



- 第5項 操船規則 操縦者は、競技ボートの安全性を確認すること。また、2つのコースを、競技ボートにより、まっすぐ一定の速度で操船すること。競技ボートのスピードは選手の判断によるが、会場及び装備に応じた最高速度及び最低速度を厳守すること。選手がスピードの変更を要請した場合、ジャッジの指示により、競技ボート操縦者はボートのスピードを調整する。ただし競技ボート操縦者は、選手を「手助けする」目的でボートのスピードや方向を変えてはならない。競技ボートは、選手の3回目の転倒の際には、選手の元へ引き返す必要がない。
- 第6項 ロープの使用法 選手が自身のそばにロープを落とすことは極力避けて、反対側のウェイクに向け手放し、ボート乗組員がロープを回収するようにすること。
- 第7項 競技位置 選手は、右舷もしくは左舷のどちら側で競技を行うか、大会エントリー時に申請すること。大会主催者は、競技中ないし競技大会中に、選手による競技位置変更に対する許可を判断することができる。大会主催者及び大会競技委員長及びジャッジチームは、コースに使用具を残す技を許可しないことがある。選手は、コース内において装備がなくなる技に関しては、ジャッジに必ず報告しなければならない。競技艇からの直接の競技の開始や終了は許可されていない。
- 第11条 選手の使用具 選手は、自己の責任において競技での使用具を準備すること。なお、水中もしくはコース内外に関わらず、陸から離岸した全ての者は救命胴衣を着用しなくてはならない。救命胴衣着用の責任は、関係者及び選手の各人が有するものとし、競技ボートには、各人に十分な救命胴衣を用意しなくてはならない。
- 第12条 採点規則 競技の採点は、以下の規則に基づいて行われるものとする。
- 第1項 ジャッジの選出 大会主催者が、大会競技委員長およびジャッジを任命する。ただし、第14条【異議申し立て】「利害の対立」を予め考慮した上でそれぞれを任命しなくてはならない。
- 第2項 採点の範囲 ジャッジは、各選手の各走行において採点する。コース中、各選手は各人が選択したパフォーマンスを披露し、それぞれの走行において**3回までの**転倒は許される。採点は、選手がコースに入場し、かつロープを手放したときから始まる。そして、選手がコース退場する時、もしくは**3回目**の転倒、（ラストフォール・ブイ使用時は、ラストフォール・ブイ通過後の転倒）までとする。コース外もしくはロープを持っている時のいかなる技についても、採点の対象とはならない。コース内で始まった技が、コース外で終了した場合は、採点の対象とする。
- 第3項 採点の方法 ウェイクサーフィンの採点は主観的評価をスコア化する方法によって行われ、他選手との比較による相対的評価によって優劣が判定される。各ディビジョンの最初の走者が、その後の走者に対するベンチマークとなる。最初の走者の走行後、各ジャッジはジャッジチームにてそれぞれの評価を共有し、協議し、同意することでスコア化する。これにより、各ディビジョンにおいて、最初の走者は、ジャッジチームにおいて統一された評価を受けることになる。同じディビジョン内の、2番目以降の走者は、このベンチマークに基づいてスコアが決定されることとなる。ジャッジチームは同じディビジョンの次の走者がベンチマークより高いか低いかを評価することを可能にするポイントに、ベンチマークスコアを置く必要がある。またベンチマークは、それぞれのディビジョンにおいて、別々のベンチマークが用いられる。



第4項 採点の基準 採点基準の要素は、難易度 (Difficulty)、印象度 (Intensity)、バラエティ (Variety)、及び完成度 (Execution) により構成され、D.I.V.E.評価と呼ぶ。

“D.I.V.E” 主観的構成要素

難易度/DEGREE OF DIFFICULTY 1～10 (評価は0.10単位)

技術的難易度 — これは単純に、各トリックの難易度をいくつかある要素に基づいて定義される。他と比較してそれらのトリックの難易度がいかに高いのか、スピン、ストール、演出、着地等において主観的に判断される。難易度を判断する要素には以下のようなものがあるが、これらのみに限定されるものではない。

- * 回転数
- * コンボ、トリックの組み合わせ
- * スピン時のライダー、ボードの向き
- * アプローチやフィニッシュ時のフロントサイド/バックサイド
- * スイッチスタンスか、フォワードスタンスか
- * グラブ、ボーン(刺し)、ストール、その他の要素

印象度/INTENSITY 1～10 (評価は0.10単位)

ジャッジは選手たちがトリックを、いかにアグレッシブかつパワフルに行なったか見なければならぬ。これは典型的にスコアシートにプラス“+”の印で記載される。

もし、トリックが驚くほどパワフルであれば、ジャッジはスコアシートのトリックの横に“++”と記載することになる。

逆に、ほんのわずかしかが行われなかった場合はマイナス“-”を記載することになる。

バラエティ/VARIETY 1～10 (評価は0.10単位)

コースで行われたトリックのバラエティは、ジャッジが最も多才な選手を決定するためのものである。ウェイクサーフィンには次のようなトリックのカテゴリーがある。ストレート・エアー、サーフェイス・スピン、オーリー、エアー・ローテーション、コンビネーションなど。行われたトリックのカテゴリーにおけるバラエティの豊富さは、他の選手たちとの比較において主観的評価に反映されなければならない。

完成度/EXECUTION 1～10 (評価は0.10単位)

これは基本的にトリックがどれくらいうまく行われているか、それぞれのトリックと競技全体でライダーが維持しているコントロール/流れなどから判断する。

ジャッジはそれぞれのトリックが、いかに完璧に演じられたかについて、全体を通して注意深く見なければならぬ。

完成度に対する適切な評価は以下のものを含むが、これに限られたものではない。

- * アプローチ
- * ボディ・ポジション
- * ローテーションの完成度 (回転し切ったか、回転不足か)
- * ボディ及び(もしくは)ボードの軸
- * グラブの完成度 (しっかりと掴んだのか、触れた程度なのか)
- * ボーン(boned)の完成度
- * ストール(stalls)の長さでコントロール
- * ラン全体での構成、スタイル、流れ

合計 (1ジャッジにつき最大40ポイント)



- 第5項 採点の手続き
- ヒートごとに、ジャッジはスコアシートをジャッジが任命したものに渡す。各ジャッジは、各選手について適切に評価がなされているか、また記入ミスがないか、提出前に自分のスコアシートを見直さなければならない。ジャッジは、判定をする際にメモを取っても良い。
- ジャッジが任命した集計係は、各選手のスコアを各ヒートごとに集計しなければならない。ジャッジが任命したものは、総得点を基に、第1位、第2位という具合に、降順にランク付けする。同得点があった場合には、ジャッジは、メモ及び最終ランクを基に判定する。これらが終了すれば、ジャッジが任命したものによりサマリー・シートが用意される。各ディビジョンに続き各選手の名前及びランキングが、降順に掲示される。全てのディビジョンにおける、全ての選手が掲示される。このサマリー・シートは、大会主催者、ジャッジ、及びジャッジが任命したランキング掲示責任をもつ者に渡される。ジャッジのスコアシート、ジャッジのメモ、掲示用サマリー・シートの取り扱いには細心の注意を払う必要がある。
- 第13条 結果の公示
- 大会競技委員長は、各ディビジョンの結果を、ジャッジチーム及び判定資料が陸地に到着してから2時間以内に、物理的ないし電子技術により、結果を掲示しなければならない。
- 発表するリザルトの中には、発表時間、異議申し立ての受け付けをする人の連絡先（メールや氏名）を明記しなければならない。
- 掲載された結果については、正確であるとみなされる。
- 第14条 異議申し立て
- 第1項 利害の対立
- I. 利害の対立
- a. 以下の項目が、利害の対立に関する構成要件となり、ジャッジの不適合性を判断する根拠となる。
- i. ディビジョンにおける選手の家族、親族
 - ii. ディビジョンにおける選手の同居人
 - iii. ディビジョンにおける選手の過去または現在の恋愛関係にあるもの
 - iv. ディビジョンにおける選手の雇用主または雇用者
 - v. ディビジョンにおける選手の商業スポンサー（各スポンサー社の地位を問わず）
 - vi. ディビジョンにおける選手の非商業チーム、ないし提携組織
 - vii. ディビジョンにおける選手へ資金サポートしているもの、ないしされているもの
 - viii. ディビジョンにおける選手の家族、親族、ないし選手が有形資産ないし不動産を共有するもの、ないしその家族、親族、選手
 - ix. その他、関係性が疑わしい場合においても、ジャッジとして失格とする
- b. 利害の対立、利害の対立の形成、もしくはその他の対立。
- i. 選手は、特定の利害の対立、特定の利害の対立の形成、もしくは関係性の本質において存在するその他の対立を、利害の対立として申し立てられる。
 - ii. ジャッジの権限の剥奪は、利害の対立の疑いだけではなされない。
- c. 影響を被る選手による異議がない場合は、利害の対立が存在するか否かに関わらず、利害の対立は成立しない。



第2項 大会前の異議
申し立て

II. 大会前の異議申し立て

a. (大会開催地の時間帯を基本とする) 大会開催の5日前の正午までに、大会主催者はウェブサイト、SNS、ないしその他の全ての大会参加者に周知される場所にて以下の情報を公示する。

- i. 各日の各ディビジョンの競技者の氏名
- ii. 各日の各ディビジョンのジャッジの氏名
- iii. 大会競技委員長もしくは2名の副委員長の氏名
- iv. ジャッジへの異議、発生すると思われる対立、また大会に関するその他の異議に関して、大会主催者へ連絡の取れる、メールアドレス、テキストツール、もしくはその他の連絡手段

b. ディビジョンにおけるジャッジについて、選手は大会主催者に連絡をとり、異議を申し立てることができる。この際に、異議は、異議の特性により特定化され、各ディビジョンのジャッジの公示から48時間以内に時間厳守で、大会主催者に連絡すること。この異議申し立て書のフォーマットは、JWSAのウェブサイトに掲載している。

c. 大会主催者は、該当するディビジョンの全ての選手に、申し立てのあった異議について告知し、JWSA競技委員会、および大会競技委員長とジャッジチームに相談する。

d. 大会主催者は、大会開催の1日前の正午までに、ジャッジの変更、もしくは利害の対立の異議申し立てについて却下することができる。該当するディビジョン内全ての選手に、この決定は告知される。利害の対立への異議申し立ての却下に関する決定は、大会主催者が最終決定するものと定める。

e. 大会開催の24時間前を切ったジャッジの変更、もしくはその他の理由でジャッジの代理がある場合の、いかなるディビジョンの、いかなる選手の、いかなる異議に関しては、異議を特定化し、利害の対立として、最初の競技の1時間前までに申し立てることができる。この変更や代理に関する異議があった場合、大会主催者は関連するジャッジを変更、もしくは異議を却下する。ジャッジの選出及び変更に関する決定は、大会主催者が最終決定するものと定める。

f. 申し立てられた利害の対立に関連する異議が却下された場合、選手は、選手の選択により、参加費を返却の上、棄権することができる。選手が参加を選択する場合、当選手による、それ以上の利害の対立に関連する異議を認めない。

g. 大会前に、選手による申し立てがない場合、利害の対立に関連する異議は、異議の対象とならない。



第3項 大会結果に対する
異議申し立て

IV. 大会結果に対する異議申し立て

- a. 競技中の競技走行の条件に関する選手による異議申し立ては、その条件が発生したその時その場で、選手により申し立てられるものであり、その条件が発生したその時その場で、ボート上のジャッジチームのジャッジの多数決により決定される。決定事項は、その選手への改善策も含めて最終決定とし、異議を申し立てた選手、ないし、その他の選手により、以後異議申し立ての対象とならない。
- b. ジャッジの主観的なスコア評価、及び主観的なスコア評価を基にしたディビジョン内でのランキングへの異議は、認めない。
- c. 以下の場合においては、異議申し立てを認める。
 - i. 計算ミスないし転写ミス
 - ii. 大会前の利害の対立に関する異議申し立てにより、利害の対立の手順が認められた場合の、利害の対立

第4項 異議申し立ての
手順

V. 異議申し立ての手順

- a. 各ディビジョンの試合、予選、ないし本選の結果については、それぞれの選手により異議申し立てをすることができる。この手順は以下の通りである。
 - i. 計算ミスないし転写ミス
 - ii. 大会前の利害の対立に関する異議申し立てにより、利害の対立の手順が認められた場合の、利害の対立
- b. 選手が、同じディビジョンの他の選手のスコアないしランキングについて、異議申し立てをする場合は、上記aの第 i 項、及び第 ii 項に準ずる。
- c. 全ての異議申し立ては、大会の競技委員長により、上記 II に準拠して、物理的、もしくは電子技術によりその結果が1時間以内に公示される。
- d. 異議申し立ては、異議申し立て書を、異議申し立て料として現金5,000円とともに、上記 II のaに準拠して、大会競技委員長、ないし可能であれば大会主催者に提出する。
 - ・異議申し立て書には、異議申し立ての内容を具体的に記載すること（選手はどの場面において異議を申し立てるのか）。また異議申し立て書には、簡明な表現にて、異議申し立てをするものが求める事柄についても記入すること。仮に、利害の対立についての異議申し立てである場合は、対立の内容を明記し、ジャッジを特定し、上記 II の記載に従って、大会開催前に異議申し立てを行うこと。
- e. 各ディビジョンの試合の、予選中、本選中の異議申し立てに関しては、同じヒートすべての選手に異議申し立てがあったことを通知すること。
- f. 大会競技委員長及びジャッジチームは、選手から提出された異議申し立て書、各ジャッジのスコアシート、異議申し立てがあった予選もしくは決勝のヒートの各選手のスコアシートを、提供されるものとする。

異議申し立ての
手順

g. 異議申し立ては、ジャッジチーム及び下記記載のもの、また大会競技委員長により、判断される。大会競技委員長が異議申し立てに関わるジャッジの3人のうち1人はであった場合、大会主催者により、大会競技副委員長も、同様に任命されることがある。

- i. 異議申し立てに関わって、ジャッジチームの見直しの標準（大会競技委員長はこれに該当しない）は、はじめから改めてなされる。つまりは異議申し立てのあったディビジョンの試合の様子から、スコア表での計算ミス及び転写ミスがないかのチェック、大会開催前に行われた利害の対立への異議申し立ての判決に間違いはなかったか、及び異議申し立て書の間違いのチェックにまで及ぶ。
- ii. 点数に影響を及ぼす、ジャッジの多数決による決定、あるいは計算ミス、転写ミスが認められた場合は、ジャッジチームは、異議申し立ての対象となった試合、予選、ないし本選のスコア結果の修正をすることがある。
- iii. ジャッジチームが、利害の対立の存在を認めた場合、ジャッジチームは、公平な判定をするために、試合、予選、ないし本選のスコア結果の修正をすることがある。これは、ジャッジチームの多数が、利害の対立の疑いのあるジャッジの判定したスコアに、明確で説得力のある証拠を認めた場合、もしくはその他の証拠を発見した場合、また結果に影響を及ぼす公平な判断を妨げる判断があった場合、に該当する。

h. 異議申し立てに対するジャッジチームの決定は、大会競技委員長に（異議申し立ての対象となった試合に大会競技委員長が関わっていた場合は、可能であれば副委員長）報告される。

i. 異議申し立てに関するジャッジチームの決定は、大会競技委員長が（異議申し立ての対象となった試合に大会競技委員長が関わっていた場合は、可能であれば副委員長）見直す。

j. 大会競技委員長（ないし副委員長）は、大会競技委員長の発見事項により、ジャッジの判断を却下することがある。これは以下に該当する。

- i. 計算ミス、または転写ミス、またはジャッジのスコアミス、または
- ii. 大会前に該当する利害の対立への異議申し立てがある利害の対立及びその存在に疑わしいものが発見される、及びそこに間違いはなかったか、スコアによる決定的な証拠の有無、もしくは公平な判断を妨げる判断により、そして結果に影響を及ぼす事柄が判明した場合
- iii. またジャッジチームの多数決を促す明らかな根拠がある場合
 1. 利害の対立もしくはその疑い
 2. または、それらが、大会前に該当する利害の対立への異議申し立てがあった利害である
 3. または、ジャッジの対立するD.I.V.E.スコアによる証拠の有無、その他結果に影響を及ぼすいかなる証拠の有無

k. 上記の証拠（i）、（ii）、（iii）、（1）、（2）、ないし（3）が発見された場合は、ジャッジは、異議申し立てに関連する試合、予選、または本選のスコアを、公平なものへと、直ちに修正する。



異議申し立ての
手順

- l. 複数の異議申し立てがあった場合には、ディビジョンにおける関連する試合、予選、または本選の異議申し立てを同時に検討する。
- m. 試合、予選、また本選の異議申し立てに関する最終判断は大会競技委員長により、
 - i. 異議申し立て後、
 - ii. もしくは、異議申し立てがあった日の、大会の最終選手が競技を終えた後、
のどちらか遅い時間より、2時間以内に選手へと報告される。
- n. 大会の異議申し立てに関する最終判断は、大会競技委員長により、
 - i. 異議申し立て後、
 - ii. もしくは、異議申し立てがあった日の、大会の最終選手が競技を終えた後、
のどちらか遅い時間より、1時間以内に選手へと報告される。